



鶴見区自治連合会 4 月定例会 次第

日 時 令和 4 年 4 月 19 日（火）
午後 1 時 30 分
会 場 鶴見区役所 8 号会議室

1 開 会

2 あいさつ

鶴見区自治連合会長

石川 建治

鶴見区長

渋谷 治雄

3 定例会出席者の交代（敬称略）

■自治連合会の交代

- ・鶴見中央地区自治連合会
新会長 早野 幹夫（前会長 村上 英一）
- ・潮田東部地区自治会連合会
新会長 小西 義秋（前会長 福土 昌義）
- ・生麦第二地区連合会
新会長 山崎 省三（前会長 杉浦 節子）

■各種機関・団体関係

- ・鶴見警察署署長
- ・鶴見警察署生活安全課長
- ・鶴見区社会福祉協議会事務局長
- ・中学校長会理事
- ・小学校長会会長

片山 真
沼上 一浩
高橋 博之
平森 義教
北村 高則

■区役所・市役所各局の交代

- ・鶴見区長
- ・鶴見区副区長
- ・鶴見区福祉保健センター担当部長
- ・鶴見区総務課長

渋谷 治雄
檜山 明子
中村 隆幸
武 規和

4 横浜市町内会連合会 4 月定例会結果報告

5 鶴見区自治連合会関係議題

6 鶴見区自治連合会定例会の日程について

裏面あり

(1) 日 程

5月定例会 令和4年5月19日(木) 午後1時30分から

6月定例会 令和4年6月17日(金) 午後1時30分から

(2) 場 所

鶴見区役所6階8号会議室

7 閉 会

新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、今後の日程等も
変更になる場合がありますが、御了承ください。

・ ・ ・ 横浜市町内会連合会 4 月定例会結果報告 ・ ・ ・

1. 参議院議員通常選挙について

◎説明者 鶴見区役所 武 総務課長

資料No. 1

2. 地域ケアプラザの夜間利用方法の変更について

◎説明者 鶴見区役所 金子 福祉保健課長

資料No. 2

3. 敬老特別乗車証の IC 化について

◎説明者 鶴見区役所 高島 高齢・障害支援課長

資料No. 3

4. 令和 3 年度 家庭ごみ収集量の実績（速報値）について

◎説明者 鶴見区役所 露木 資源化推進担当課長

資料No. 4

5. 自治会町内会館整備について

◎説明者 鶴見区役所 岩田 地域振興課長

資料No. 5

・ ・ ・ 鶴見区自治連合会関係議題 ・ ・ ・

1. 4・5月の新型コロナウイルスワクチン集団接種会場について

◎説明者 鶴見区役所 武 総務課長

資料No. 6

2. 「鶴見クリーンキャンペーン 2022」の実施について

◎説明者 鶴見区役所 露木 地域振興課資源化推進担当課長

資料No. 7

3. 「鶴見花月園公園地域活動応援補助金」の募集案内について

◎説明者 鶴見区役所 末吉 区政推進課長

資料No. 8

4. 「令和 4 年度九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」について

◎説明者 鶴見区役所 岩田 地域振興課長

資料No. 9

5. 定例会開催案内等の送付方法変更について

◎説明者 鶴見区役所 岩田 地域振興課長

資料No. 10

6. 資料提供

鶴見区内災害救急発生状況他

.....

鶴見消防署

鶴見警察署管内犯罪・交通事故発生状況

.....

鶴見警察署

裏面あり

鶴見区自治連合会として参加した主な行事

3月1日～3月31日

3月14日 鶴見区中距離電車停車要望活動

3月29日 市連会（リモート開催）

鶴見区自治連合会定例会出席者名簿

(敬称略)

【連長】

令和4年4月15日現在

NO.	団 体 名	氏 名	
1	鶴見区自治連合会 会長	石川 建治	生麦第一地区連合会
2	" 副会長	土田 和男	法人下末吉連合会
3	" 副会長	渡邊 武	上末吉地区自治連合会
4	" 副会長	宮野 昌夫	寺尾第二地区連合会
5	" 会計	中村 壽晴	潮田西部地区自治連合会
6	" 会計	山内 秀行	潮田中央地区連合会
7	" 監事	木佐美 信行	豊岡地区連合会
8	" 監事	小塚 邦夫	駒岡地区連合会
	" 総務部長	中村 壽晴【兼務】	潮田西部地区自治連合会
9	" 防犯部長	渡邊 浩	矢向地区連合町内会
10	" 交通部長	森田 洋司	市場地区自治会連合会
11	" 防災部長	小林 政晴	小野町地区連合会
12	" 環境部長	中村 利之	市場地区第二自治連合会
13	" 福祉保健部長	新田 弘子	寺尾地区自治連合会
14	"	岡田 和雄	潮見橋地区連合会
15	"	早野 幹夫	鶴見中央地区自治連合会
16	"	小西 義秋	潮田東部地区自治会連合会
17	"	山崎 省三	生麦第二地区連合会

【各種機関・団体関係】

18	鶴見区自治連合会婦人部 部長	名須川 千賀子	上末吉地区
19	鶴見区商店街連合会 会長	小高 信一	
20	鶴見区社会福祉協議会 会長	渡邊 武	出席:事務局長 高橋 博之
21	鶴見消防団 団長	香取 正彦	
22	鶴見区青少年指導員協議会 会長	兼子 彰	
23	鶴見区スポーツ推進委員連絡協議会 会長	門脇 正司	
24	鶴見区消費生活推進員の会 会長	角田 みどり	
25	鶴見区民生委員児童委員協議会 会長	小林 政晴	※小野町地区連合会会長
26	鶴見交通安全協会 会長	大野 慶太	
27	(公社)神奈川県宅地建物取引業協会 横浜鶴見支部長	横溝 徹	
28	鶴見消防署 署長	下枝 昌司	区災害対策担当部長兼務
29	" 予防係長	向井 克志	
30	鶴見警察署 署長	片山 真	
31	" 生活安全課長	沼上 一浩	
32	" 交通課長	小池 晶	
33	自衛隊神奈川地方協力本部 横浜出張所長	田中 義剛	
34	鶴見税務署 署長	上田 孝佳	
35	日本郵便(株)鶴見郵便局 鶴見郵便局長	矢川 直樹	
36	国土交通省京浜河川事務所 鶴見出張所長	笠原 祥一	
37	東日本旅客鉄道(株) 鶴見駅長	伊藤 勝信	
38	東京電力パワーグリッド(株)鶴見支社 支社長	河原 章夫	
39	京浜急行電鉄(株)京急鶴見駅 駅長	笹川 裕剛	
40	(公社)鶴見法人会 会長	大島 正之	出席:事務局長 伊藤 悦子
41	鶴見工業会 会長	寺嶋 之朗	
42	中学校長会 理事	平森 義教	市場中学校校長
43	小学校長会 会長	北村 高則	寺尾小学校校長

【区役所関係】

44	鶴見区長	渋谷 治雄	
45	鶴見区副区長	檜山 明子	
46	鶴見区福祉保健センター長	市川 裕章	
47	鶴見区福祉保健センター担当部長	中村 隆幸	
48	鶴見土木事務所長	相場 崇	
49	鶴見区総務課長	武 規和	
50	" 区政推進課長	末吉 和弘	区地域力推進担当課長兼務
51	" 福祉保健課長	金子 利恵	
52	資源循環局鶴見事務所長	露木 昇	区資源化推進担当課長兼務
53	水道局鶴見水道事務所長	山田 和弘	
54	鶴見区地域振興課長	岩田 聡	鶴見区自治連合会事務局長
55	" 地域振興課地域振興係長	井上 響	鶴見区自治連合会事務局次長
56	" 地域振興課地域振興係	佐藤 あゆみ	鶴見区自治連合会事務局担当

※1 ☆は代表者の変更があった団体

※2 網掛けの団体は欠席

鶴 選 管 第 1 号
令和 4 年 4 月 19 日

各自治連合会長 様

鶴見区選挙管理委員会
委員長 古宿 正雄

第26回参議院議員通常選挙における
投票管理者及び投票立会人の推薦等について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、報道等で既に御存知かと思いますが、第26回参議院議員通常選挙の執行日が7月10日（日）に見込まれています。

つきましては、御多忙のところ大変恐縮ですが、当日投票所の投票管理者及び投票立会人について御推薦くださいますよう、お願いいたします。

また、第19～41投票所を御担当いただく自治連合会（別紙参照）におかれましては、期日前投票所の投票立会人の御推薦も併せてお願いいたします。

なお、投票日は現時点で未確定であり、国会の会期が延長されることがあれば、7月11日以降となる可能性があります。期日が変更になった場合は、再度お知らせいたします。

1 選挙日程（7月10日執行見込みの場合）

（1）投票日等

投票日	令和 4 年 7 月 10 日（日）
公示日	令和 4 年 6 月 22 日（水）
投票時間	午前 7 時から午後 8 時まで

（2）期日前投票

投票所	鶴見区役所	鶴見中央コミュニティハウス
期間	6 月 23 日（木）から 7 月 9 日（土）まで	7 月 2 日（土）から 7 月 9 日（土）まで
投票時間	午前 8 時 30 分から 午後 8 時まで	午前 9 時 30 分から 午後 8 時まで

2 投票管理者及び投票立会人の御推薦にあたって

(1) 投票管理者について（各投票所 1 名）

選挙人の確認、投票箱の開票所への送致、投票所の秩序維持等を行います。

ア 従事日時

7 月 9 日（土） （投票日前日）	午後 1 時から約 2 時間（投票日前日の投票所設営） ※時間は標準時間です。施設の都合等により時間に変更がある場合は御連絡します。
7 月 10 日（日） （投票日当日）	午前 6 時 30 分から午後 8 時 30 分頃まで

イ 従事場所

別紙（添付書類 1）のとおり

ウ 報酬（日額、手取り）

13,000 円（参考、令和 3 年執行の衆議院議員総選挙時の報酬額）

注 1 選挙権を有することが要件となります。

注 2 選挙運動をすることは禁止されていますので、特定の政党や立候補予定者等に関係がある方、後援会の役員等をされている方は避けてください。

注 3 事前に鶴見区役所にて事務打合せ会がありますので御参加願います。
（後述）

(2) 投票立会人について（各投票所 2 名、期日前投票所 各日 2 名）

投票手続きの立ち会いや投票箱の送致・立ち会いなどを行います。

ア 従事日時

当日投票所 7 月 10 日（日） （投票日当日）	午前 6 時 30 分から午後 8 時 15 分頃まで ※ 2 名のうち 1 名は投票箱を開票所に送致する際の付添いをしていただきます。	
期日前投票所 6 月 23 日（木）または 7 月 2 日（土）から 7 月 8 日（金）まで	鶴見区役所 6 月 23 日（木）から 7 月 8 日（金）まで	鶴見中央 コミュニティハウス 7 月 2 日（土）から 8 日（金）まで
	午前 8 時 15 分から 午後 8 時 15 分頃まで	午前 9 時 15 分から 午後 8 時 15 分頃まで

イ 従事場所（投票日当日について）

別紙（添付書類 1）のとおり

ウ 報酬（日額、手取り、1 人あたり）

投票日当日 12,000 円（参考、令和 3 年執行の衆議院議員総選挙時の報酬額）

期日前投票所 11,000 円（参考、令和 3 年執行の衆議院議員総選挙時の報酬額）

- 注 1 投票日当日及び期日前投票所の投票立会人は、選挙権を有することが要件となります。
- 注 2 選挙運動をすることは禁止されていますので、特定の政党や立候補予定者等に関係がある方、後援会の役員等をされている方は避けてください。
- 注 3 投票立会人については事前の事務打合せ会等はありません。
- 注 4 投票立会人の方は前日準備に従事頂きませんが、万一従事頂いても前日分の報酬はございません。

3 投票管理者・事務主任・庶務主任事務打合せ会

投票事務の内容説明及び事務主任等との打合せ会を開催しますので、**投票管理者となる方は、御参加いただきますよう、お願いいたします。**

(1) 開催日時

6 月 16 日（木）

第 1 ～ 22 投票所 午前 10 時から午前 11 時まで（予定）

第 23 ～ 44 投票所 午後 2 時から午後 3 時まで（予定）

(2) 場所

鶴見区役所 6 階 8 ・ 9 ・ 10 号会議室

4 推薦書類の提出期限等

(1) 提出期限

5 月 11 日（水）

(2) 提出先

鶴見区選挙管理委員会（鶴見区役所 5 階 4 番窓口）

宛て郵送または F A X

※ 郵送の場合は、同封の返信用封筒を御利用ください。

5 その他

(1) 当日投票所の民間従事者の推薦について

後日、当日投票所の投票管理者様へ民間従事者（高校生以上、パソコン操作者 2 名を含む）の推薦を別途依頼させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(2) 選挙啓発ポスターの掲出

鶴見区地域振興課配送ルートとは別に啓発ポスターを横浜市選挙管理委員会から各自治会・町内会に直接配送いたします。可能な限り区域内の掲示板への掲出について御協力をいただきますよう、お願いいたします。

(3) 「鶴見区明るい選挙推進協議会」の活動への協力

「鶴見区明るい選挙推進協議会」が街頭啓発を計画・実施するにあたり、

協議会の推進員から相談がありましたら、御協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

- (4) 選挙期日が7月10日(日)と異なった場合は、改めて調整させていただきます。御了承ください。

6 添付書類

- (1) 投票管理者及び投票立会人の推薦を依頼する投票所及び期日前投票所
- (2) 地区連合・投票区番号対照表
- (3) 期日前投票所投票立会人担当表
- (4) 投票所及び投票区域一覧表
- (5) 推薦用紙1 投票管理者及び投票立会人の推薦について(回答)
- (6) 推薦用紙2 期日前投票所投票立会人の推薦について(回答)
- (7) 返信用封筒

鶴見区選挙管理委員会

担当 山田・松澤

電 話 5 1 0 - 1 6 6 0

F A X 5 1 0 - 1 8 8 9

※自治連合会長あてには、個別に記載された別紙をお渡しします。

第26回参議院議員通常選挙における
投票管理者及び投票立会人の推薦を依頼する投票所及び期日前投票所

_____自治会連合会

当日投票所

- 1 第 投票所 ()
- 2 第 投票所 ()
- 3 第 投票所 ()

期日前投票所

- 1 期日前投票所 区役所/鶴見中央コミュニティハウス 月 日 ()
- 2 期日前投票所 区役所/鶴見中央コミュニティハウス 月 日 ()

※ 当日投票所には、投票管理者 1名・投票立会人 2名、
期日前投票所には、投票立会人 2名
の推薦をお願いいたします。

第26回参議院議員通常選挙 地区連合・投票区番号対照表

地 区 連 合	投 票 区 番 号
矢 向	1 , 2 , 3
市 場	7 , 8 , 10
市 場 第 2	5 , 6
鶴 見 中 央	9 , 43
潮 田 中 央	—
潮 田 東 部	11 , 12 , 13
潮 見 橋	16
潮 田 西 部	14
小 野 町	15
生 麦 第 1	39 , 40 , 41 , 42
生 麦 第 2	32 , 34 , 37 , 38
豊 岡	17 , 18 , 19
寺 尾	27 , 30 , 31 , 35 , 36
寺 尾 第 2	28 , 29 , 33
駒 岡	26 , 44
上 末 吉	23 , 24 , 25
下 末 吉	20 , 21 , 22
江ヶ崎町内会	4
計 17 地区連合	計 44 投票区

無印…当日投票所のみ

○…当日投票所＋期日前投票所（鶴見区役所）

□…当日投票所＋期日前投票所（鶴見中央コミュニティハウス）

第26回参議院議員通常選挙 期日前投票所投票立会人 担当表

鶴見区役所

(従事時間 午前 8 時15分～午後 8 時15分ごろ)

投票日から数えて	担当日	投票立会人（2人）
17日前	6月23日(木)	豊岡地区連合会
16日前	6月24日(金)	下末吉地区自治連合会
15日前	6月25日(土)	下末吉地区自治連合会
14日前	6月26日(日)	下末吉地区自治連合会
13日前	6月27日(月)	上末吉地区自治連合会
12日前	6月28日(火)	上末吉地区自治連合会
11日前	6月29日(水)	上末吉地区自治連合会
10日前	6月30日(木)	駒岡地区連合会
9日前	7月1日(金)	寺尾地区自治連合会
8日前	7月2日(土)	寺尾第二地区連合会
7日前	7月3日(日)	寺尾第二地区連合会
6日前	7月4日(月)	寺尾地区自治連合会
5日前	7月5日(火)	寺尾地区自治連合会
4日前	7月6日(水)	生麦第二地区連合会
3日前	7月7日(木)	寺尾第二地区連合会
2日前	7月8日(金)	生麦第二地区連合会
前日	7月9日(土)	

鶴見中央コミュニティハウス

(従事時間 午前 9 時15分～午後 8 時15分ごろ)

投票日から数えて	担当日	投票立会人（2人）
8日前	7月2日(土)	寺尾地区自治連合会
7日前	7月3日(日)	寺尾地区自治連合会
6日前	7月4日(月)	生麦第二地区連合会
5日前	7月5日(火)	生麦第二地区連合会
4日前	7月6日(水)	生麦第一地区連合会
3日前	7月7日(木)	生麦第一地区連合会
2日前	7月8日(金)	生麦第一地区連合会
前日	7月9日(土)	

鶴見区 投票所及び投票区域一覧表

投票区	投票所	投票区域
1	矢向中学校	矢向一丁目
2	矢向小学校	矢向二丁目、矢向三丁目、矢向四丁目（24番～33番を除く）、矢向六丁目
3	矢向地区センター	矢向四丁目24番～33番、矢向五丁目
4	新鶴見小学校コミュニティハウス	江ヶ崎町
5	市場小学校	尻手一丁目（1番1号、1番15号～1番18号を除く）、尻手二丁目、尻手三丁目、元宮一丁目、元宮二丁目
6	鶴見市場地域ケアプラザ（ゆうづる）	市場上町、尻手一丁目1番1号、1番15号～1番18号
7	市場中学校	市場下町、市場東中町、市場西中町、市場大和町、市場富士見町、菅沢町
8	平安小学校	平安町（2丁目28番地、29番地を除く）、栄町通3丁目、栄町通4丁目
9	鶴見区役所	鶴見中央三丁目、鶴見中央四丁目（2番～15番、42番～44番を除く）
10	ヨコハマアイランドガーデン	平安町2丁目28番地、29番地
11	潮田小学校	向井町、潮田町1丁目69番地、潮田町2丁目、潮田町3丁目、栄町通1丁目、栄町通2丁目
12	入船小学校	潮田町4丁目、仲通2丁目、仲通3丁目、大東町、浜町、汐入町3丁目
13	寛政中学校コミュニティハウス	寛政町、安善町、扇島、朝日町
14	汐入小学校	下野谷町4丁目（135番地～166番地を除く）、本町通4丁目、汐入町1丁目、汐入町2丁目、弁天町、末広町2丁目、仲通1丁目
15	横浜サイエンスフロンティア高等学校	下野谷町4丁目135番～166番、小野町、末広町1丁目
16	下野谷小学校	本町通1丁目、本町通2丁目、本町通3丁目、下野谷町1丁目、下野谷町2丁目、下野谷町3丁目、潮田町1丁目（69番地を除く）
17	鶴見一・二丁目町内会館	豊岡町1番～9番、11番9号～11番11号、11番20号、11番22号、14番～17番、鶴見一丁目、鶴見二丁目、岸谷四丁目34番1号
18	豊岡第二・三会館	豊岡町10番～13番（11番9号～11番11号、11番20号、11番22号を除く）、18番～40番、佃野町
19	豊岡小学校	寺谷一丁目（23番、24番を除く）、寺谷二丁目、諏訪坂1番～3番、7番～19番、21番、東寺尾中台16番～18番、35番～37番
20	下末吉小学校	下末吉一丁目、下末吉二丁目
21	県立鶴見高等学校	下末吉五丁目1番～16番、22番～28番、下末吉六丁目1番～15番、16番17号～16番33号、北寺尾二丁目5番～13番、北寺尾三丁目
22	末吉小学校	上末吉一丁目、下末吉三丁目、下末吉四丁目、下末吉五丁目17番～21番、29番～32番、下末吉六丁目16番～25番（16番17号～16番33号を除く）、梶山一丁目27番～29番
23	末吉地区センター	上末吉二丁目、上末吉三丁目、上末吉四丁目（12番、13番を除く）
24	上末吉小学校	上末吉五丁目、駒岡三丁目35番～39番、駒岡四丁目1番～20番、梶山二丁目31番1号～31番11号
25	市営梶山住宅集会所	梶山一丁目（27番～29番を除く）、梶山二丁目（3番40号～3番42号、31番を除く）、三ツ池公園、駒岡三丁目3番（3番37号～3番49号を除く）、4番1号～4番5号、上末吉四丁目12番、13番
26	駒岡小学校	駒岡二丁目、駒岡三丁目1番、2番、3番37号～3番49号、4番（4番1号～4番5号を除く）、5番～34番、梶山二丁目3番40号～3番42号、31番（31番1号～31番11号を除く）
27	獅子ヶ谷小学校	獅子ヶ谷一丁目5番～40番、43番16号～43番21号、52番、54番～59番、61番～63番（61番1号～61番3号を除く）、獅子ヶ谷二丁目、獅子ヶ谷三丁目（30番38号～30番41号、32番を除く）、駒岡一丁目
28	上の宮中学校	上の宮一丁目、上の宮二丁目、北寺尾七丁目（1番～3番を除く）、獅子ヶ谷三丁目30番38号～30番41号、32番
29	馬場小学校	馬場一丁目、馬場二丁目、馬場六丁目1番～4番、9番、10番、馬場七丁目、北寺尾六丁目1番～18番、22番、23番、25番～28番、31番、北寺尾七丁目1番～3番
30	旭小学校	北寺尾四丁目19番～30番、北寺尾五丁目、北寺尾六丁目19番～21番、24番、29番、30番、32番、馬場五丁目1番～9番、馬場六丁目5番～8番、11番～25番、獅子ヶ谷一丁目1番～4番、41番～51番（43番16号～43番21号を除く）、53番、60番、61番1号～61番3号
31	寺尾地区センター	馬場四丁目30番～40番、馬場五丁目10番～22番、北寺尾一丁目6番（6番2号、6番4号、6番6号、6番37号～6番39号を除く）、9番～20番、北寺尾二丁目（5番～13番を除く）、北寺尾四丁目1番～18番
32	寺尾小学校	東寺尾二丁目、東寺尾五丁目、東寺尾六丁目1番～16番、馬場四丁目（30番～40番を除く）
33	東高等学校	東寺尾一丁目、馬場三丁目
34	横浜商科大学	東寺尾三丁目、東寺尾四丁目
35	寺尾地域ケアプラザ	寺谷一丁目23番、24番、諏訪坂4番～6番、20番、東寺尾北台、東寺尾中台12番～15番、19番～21番、東寺尾六丁目17番～41番、北寺尾一丁目1番～5番、6番2号、6番4号、6番6号、6番37号～6番39号、7番、8番
36	東台小学校	東寺尾東台、東寺尾中台1番～11番、22番～34番
37	岸谷公園集会所	岸谷三丁目、岸谷四丁目（34番を除く）
38	岸谷小学校	岸谷一丁目、岸谷二丁目
39	生麦地区センター	生麦一丁目1番、3番～12番、生麦三丁目1番～7番、生麦四丁目1番～9番
40	生麦小学校	生麦一丁目（1番、3番～12番を除く）、生麦二丁目、生麦三丁目（1番～7番を除く）、生麦四丁目（1番～9番を除く）、大黒町、大黒ふ頭
41	南仲町会館	生麦五丁目
42	鶴見中央コミュニティハウス	鶴見中央一丁目30番、31番、鶴見中央四丁目2番～15番、42番～44番、鶴見中央五丁目
43	鶴見中央地域ケアプラザ	鶴見中央一丁目（30番、31番を除く）、鶴見中央二丁目
44	駒岡地区センター	駒岡四丁目21番～41番、駒岡五丁目

※自治連合会長あてには、投票所名が記載された別紙をお渡しします。

令和4年4月19日

横浜市鶴見区選挙管理委員会
委員長 古宿 正雄

連合町内会長 会長氏名

担当者氏名 担当者連絡先 ()

第26回参議院議員通常選挙における投票管理者及び投票立会人の推薦について（回答）

第26回参議院議員通常選挙における投票管理者及び投票立会人について、次のとおり推薦します。

第 投票区 投票所（ ）

1 投票管理者				
フリガナ 氏 名	性別	住 所	生年月日	電話番号
			明・大・昭・平 ・ ・	— —
2 投票立会人				
フリガナ 氏 名	性別	住 所	生年月日	電話番号
			明・大・昭・平 ・ ・	— —
			明・大・昭・平 ・ ・	— —

※氏名及び住所は告示されますので、正確にご記入ください。

※投票管理者となる方は、投票日当日のほか、投票管理者・事務主任・庶務主任打合せ会（所要1時間程度）及び投票日前日の投票所設営作業（所要2時間程度）への参加もお願いします。

※推薦していただいた方には、後日、選任通知を郵送し、承諾書を返送していただく予定です。

※投票日当日、投票管理者には13,000円、投票立会人には12,000円の謝金（R3衆院選時の報酬額）（日額、1人あたり、いずれも手取り金額）をお支払いしますので、認印を御持参ください。

※投票立会人は、投票日当日のみの従事となります。（事務打合せ会等はありません。）

※投票管理者及び投票立会人の食事の用意はありませんので、御注意ください。

提出期限
令和4年5月11日（水）

※自治連合会長あてには、日付及び期日前投票所が記載された別紙をお渡します。

令和4年4月19日

横浜市鶴見区選挙管理委員会
委員長 古宿 正雄

連合町内会長 会長氏名

担当者氏名 担当者連絡先 (

第26回参議院議員通常選挙における期日前投票所投票立会人の推薦について（回答）

第26回参議院議員通常選挙の執行に伴う期日前投票所投票立会人について、次のとおり推薦します。

月 日()の区役所／鶴見中央コミュニティハウス期日前投票所

フリガナ 氏 名	性別	住 所	生年月日	電話番号
			明・大・昭・平 ・ ・	— —
			明・大・昭・平 ・ ・	— —

※氏名及び住所は告示されますので、正確にご記入ください。

※氏名及び住所は告示されますので、正確にご記入ください。

※期日前投票所の投票管理者は、鶴見区役所の職員が務めますので、推薦は不要です。

※期日前投票所の投票立会人を対象とした事務打合せ会等はありません。

※推薦していただいた方には、後日、選任通知を郵送し、承諾書を返送していただく予定です。

※従事日当日、11,000円の謝金（R3衆院選時の報酬額）
（1人あたり、手取り金額）をお支払しますので、認印を御持参ください。

※食事の用意はありませんので、御注意ください。

提出期限

令和4年5月11日（水）

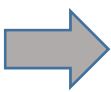
地域ケアプラザの夜間利用方法の変更について

今後ますます進展する超高齢社会において、地域ケアプラザを中心とした横浜型地域包括ケアシステムの構築と、近年相談件数が大きく増加している地域ケアプラザの日中の相談支援の充実・強化を図るため、地域ケアプラザの夜間利用方法を変更します。

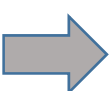
これまで夜間時間帯に勤務していた職員を、この変更により可能な範囲で日中勤務とすることで、高齢者の介護相談・生活相談の充実や、地域の自治会町内会、民生委員・児童委員、医療・福祉施設の皆様との連携強化など、地域支援の充実を図っていきます。

- ①【令和4年10月～】福祉・保健に関する相談時間の変更(全施設)
- ②【令和5年 4月～】予約がない場合の夜間閉館の試行実施(対象施設のみ)

① 福祉・保健に関する相談時間の変更(全施設)

令和4年9月まで		令和4年10月から
相談時間 月～土：9～21時 日・祝：9～17時 (年末年始及び月1回の施設点検日は休館) 上記以外の時間帯は、ケアプラザにかかる 相談電話は、特別養護老人ホームに転送し 対応しています。		相談時間 月～土：9～ <u>18時</u> 日・祝：9～17時 (年末年始及び月1回の施設点検日は休館) 上記以外の時間帯は、ケアプラザにかかる 相談電話は、 <u>看護師等が対応するコール センター</u> に転送し、対応します。

② 予約がない場合の夜間閉館の試行実施(対象施設のみ(※1))

令和5年3月まで		令和5年4月から
開館時間 月～土：9～21時 日・祝：9～17時 (年末年始及び月1回の施設点検日は休館) 現在、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、月～土の夜間の利用予約がない場合、18時閉館としている場合もあります。	 対象施設のみ変更	開館時間 月～土：9～ <u>21時(※2)</u> 日・祝：9～17時 (年末年始及び月1回の施設点検日は休館) <u>※2 18～21時に施設予約がない場合は 18時に閉館(予約のある日は21時 まで開館)</u> (18～21時の予約×切は、職員勤務体制を整えるため、利用希望日の前月上旬頃の予定です。 詳細は、別途、利用団体等に説明していきます。)

※1 対象施設は、施設の状況等を勘案して、令和4年8月頃決定します。

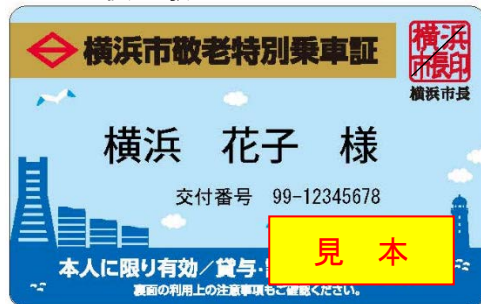
試行実施において、利用団体の御意見を丁寧に伺いながら進め、夜間閉館による効果や課題を整理し、今後の効果的な地域支援と施設運営について検討します。

敬老特別乗車証（敬老パス）の I C 化について

- 横浜市では令和 4 年 10 月から、現行の紙製の敬老パスを廃止し、専用のプラスチック製の「I C カード」に変更します。
※令和 4 年 10 月から、敬老パスの利用には、I C カードが必要になります。
- 現在有効な敬老パスを所持している方へ、令和 4 年 4 月下旬頃、I C 化に係る案内文を郵送します。

1 I C カードの利用イメージ

IC 化後の敬老パス



乗合バス乗車イメージ



バス等に新たに設置する専用読取機に、
敬老パス（I C カード）をタッチして利用します。

2 I C カード化の目的

高齢化の進展により敬老パスの利用者が増加する中で、横浜市では、敬老パスを持続可能な制度とするための検討を行ってきました。

令和元年度に設置された「横浜市敬老特別乗車証制度のあり方に関する検討専門分科会」の答申において、今後の制度のあり方を検討するためには、利用実績をより正確に把握し、透明性を確保することが求められ、そのためには I C 化が有効とされました。

これを踏まえ、敬老パスを I C カード化します。

（次頁あり）

3 利用実績の取得

敬老パス制度等、本市の高齢者等の外出支援施策の検討や、交通事業者への正確な利用実績データの提供に活用することを目的に、ＩＣカードの敬老パス利用時には『利用情報※』を本市が取得します。

※『利用情報』…敬老パスの利用回数や利用した交通機関、利用場所（バス停等）の情報です。取得した利用情報は、個人を識別することができないように加工した上で活用し、他の目的には利用しません。

4 ＩＣ化に係るご案内について

2月末時点で敬老パスをお持ちの方（約39万人）へ、4月下旬頃から、別紙の案内文をお送りします。

5 今後のスケジュール（予定）

令和4年4月下旬～	案内文の発送、コールセンター設置
5月	広報よこはま5月号（ＩＣ化のご案内）
7月	ＩＣカード発送開始 ＩＣカードのテスト利用期間開始
10月	ＩＣカード化 (敬老パスの利用にはＩＣカードが必要になります。)

6 お問い合わせ先

専用のコールセンターを4月下旬から設置します。敬老パスについてご不明な点がございましたら、別紙の案内文に記載のコールセンターまでお問い合わせください。

担当
健康福祉局高齢健康福祉課
藤原、小山田
電話：671-2406

横浜市敬老特別乗車証

敬老パス IC カード化についてのお知らせ

(このご案内は、令和4年2月末時点で敬老パスをお持ちの方へお送りしています。)

横浜市では令和4年10月から、現行の紙製の敬老パスを廃止し、専用のプラスチック製の「ICカード」に変更します。

令和4年10月から、敬老パスの利用には、ICカードが必要になります。

◆ ICカード化によって変わる事

現在

紙製のカード

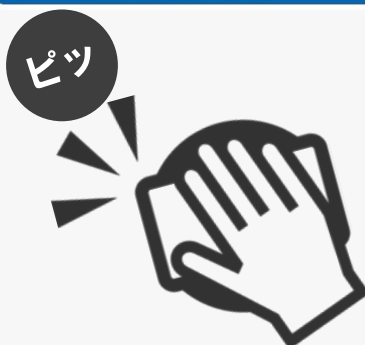


バス乗務員や駅係員に
敬老パス(紙製)を提示
して利用

ICカード化後



専用の
プラスチック製カード



専用読取機^(※)に敬老
パス (ICカード) を
タッチして利用

※専用読取機はバス等に
新たに設置します

※ICカード化による敬老パスの負担金額の変更はありません。

◆ ICカード化の目的について

高齢化の進展により敬老パスの利用者が増加する中で、横浜市では、敬老パスを持続可能な制度とするための検討を行ってきました。

令和元年度に設置された「横浜市敬老特別乗車証制度のあり方に関する検討専門分科会」の答申において、今後の制度のあり方を検討するためには、利用実績をより正確に把握し、透明性を確保することが求められ、そのためにはIC化が有効とされました。これを踏まえ、敬老パスをICカード化します。

【参考】横浜市ホームページ「横浜市敬老特別乗車証制度のあり方の検討について」



裏面も必ずご確認ください

ＩＣカードは令和4年7月から9月にかけて 順次発送します。

令和4年2月末時点で敬老パスをお持ちの方へＩＣカードを発送します。
令和4年10月から、敬老パスの利用には、ＩＣカードが必要になります。

- ICカードは、『利用情報』の取得※について同意の上、利用してください。
(同意についてのお手続きは必要ありません。)
- 『利用情報』の取得に同意いただけない場合(ICカードを利用しない場合)は、ICカードはお送りしません。必要なお手続きをご案内しますので、
下記「横浜市敬老パス問合せダイヤル」に令和4年5月25日までに連絡してください。

※『利用情報』の取得について

敬老パス制度等、本市の高齢者等の外出支援施策の検討や、交通事業者への正確な利用実績データの提供に活用することを目的に、ＩＣカードの敬老パス利用時には『利用情報*』を本市が取得します。

本市が敬老パスの利用情報を取得することについて同意することで、ＩＣカードの敬老パスがご利用になれます。

*『利用情報』…敬老パスの利用回数や利用した交通機関、利用場所(バス停等)の情報です。取得した利用情報は、個人を識別することができないように加工した上で活用し、他の目的には利用しません。

スケジュール

7月	8月	9月	10月
● ICカードを順次発送 (ICカードのテスト利用期間)			● ICカード化

- ICカードが届くまでは、紙製のカードを利用してください。
- ICカードが届いたら、ICカードを利用してください。
 - ・専用読取機にICカードをタッチして利用
 - ・専用読取機が未設置の場合は、バス乗務員や駅係員にICカードを提示して利用

紙製のカードは
使えません

※ 10月1日以降のご本人負担額等のお知らせは別途お送りします。

※令和4年4月25日
開設予定

横浜市敬老パス問合せダイヤル

電 話：045-394-3105

FAX：045-620-7935

受付時間：8時から19時まで(土日・祝日も受け付けています。)

令和 3 年度 家庭ごみ収集量の実績（速報値）について

1 家庭ごみ収集量

家庭ごみ収集量【単位： トン】

※下段は鶴見区の速報値

		燃やすごみ	缶・びん・ ペットボトル	プラスチック製 容器包装
令和 3 年度	市内	547, 047	56, 973	53, 970
	区内	42, 046	4, 551	3, 931
令和 2 年度	市内	566, 582	57, 965	54, 757
	区内	43, 592	4, 607	4, 018
増減	市内	▲19, 535 (▲3. 4%)	▲992 (▲1. 7%)	▲787 (▲1. 4%)
	区内	▲1, 546 (▲3. 5%)	▲56 (▲1. 2%)	▲87 (▲2. 2%)

家庭ごみが前年と比べ減少したことは、緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置の期間中を中心にご家庭で過ごす時間が増加するなど、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているなかでも、市民の皆様がごみの減量にご協力くださったことが表れていると考えております。

2 令和 4 年度に向けて

新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、ごみ処理は市民生活に必要不可欠な業務であり、決して止めることはできません。

今後も引き続き、ごみ処理をしっかりと継続し、安全安心な市民生活と事業活動を支えていきます。

担 当 : 資源循環局政策調整課
電 話 : 0 4 5 - 6 7 1 - 2 5 0 3
F A X : 0 4 5 - 5 5 0 - 4 2 3 9
E メール : sj-seisaku@city.yokohama.jp

自治会町内会館整備について

1 令和 5 年度の会館整備予定の申し出について

令和 5 年度に自治会町内会館の新築・購入・増築・耐震補強工事・修繕（補助対象経費 100 万円以上）を行う意向がある自治会町内会を対象に、あらかじめ審査を行った上で予算編成を行い、予算確定後、優先度の高い案件から予算の範囲内で補助申請を受け付ける自治会町内会を決定していきたいと考えています。

つきましては、**令和 5 年度に会館の新築・購入・増築・耐震補強工事・修繕（補助対象経費 100 万円以上の工事が対象）を予定している自治会町内会については、まず、各区役所へお申し出をいただき、その後、必要書類をご提出いただくことになります。（自治会町内会が公園内に公園集会所の整備を予定する場合についても、同様にお申し出と必要書類のご提出をお願いします。）**

（注）公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、環境創造局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。

また、令和 5 年度事前申出分より制度が一部変更になりましたので、裏面の「制度の主な変更点」を必ずご確認ください。詳細につきましては、各区地域振興課で配付している「自治会町内会館整備費補助の手引き【補助制度説明編】」をご覧ください。

（１）今後のスケジュール

- ・区役所へのお申し出及び書類提出の締切は、令和 4 年 7 月頃の予定です。
必要な書類等については、区役所地域振興課へお問い合わせください。
（内容を審査した上で、令和 4 年 9 月頃より予算の編成を行っていきます）
- ・令和 5 年度の予算が確定し、補助申請を受け付ける自治会町内会が決定されるのは、令和 5 年 3 月末頃の予定です。

（２）自治会町内会への周知

別紙『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内』を全自治会町内会に配付します。

(3) 制度の主な変更点（令和5年度事前申し出分より適用）※下線部変更点

これまで、耐震補強工事と修繕を合わせて「改修」としていましたが、種類ごとの補助上限額としました。

整備の種類	補助率	補助限度額	内 容
新築・購入	2 分の 1	1 m ² 当たり 99,000 円 かつ 1,200 万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の 全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2 分の 1	300 万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2 分の 1	300 万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2 分の 1	500 万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
<u>耐震補強工事</u>	2 分の 1	<u>300 万円</u>	<u>耐震診断（※）に基づいて行う工事</u> <u>（※）会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断</u>
修繕	2 分の 1	200 万円	<u>既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない）</u> ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

＜参考＞算出方法の考え方

例① 耐震補強工事費 1,000 万円 → 補助額 300 万円

例② 耐震補強工事費 700 万円 → 補助額 300 万円
修繕工事費 400 万円 → 補助額 200 万円 } 補助額合計 500 万円

※耐震補強工事（補助上限額 300 万円）と修繕（補助上限額 200 万円）の補助を同時に受けることができます。

2 令和4年度の自治会町内会館整備費補助事業について

整備予定件数 47 件（新築 6 件、増築・改修 3 件、修繕 38 件）

事業予算額 145,610 千円（事前申請分：140,610 千円、緊急対応分：5,000 千円）

※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。

担当：横浜市市民局地域活動推進課

電話 671-2317 FAX 664-0734

令和4年4月19日

自治会・町内会長 様

鶴見区地域振興課長

令和5年度自治会町内会館整備費補助について（お知らせ）

時下 ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、令和5年度（来年度）自治会町内会館整備費補助金の予算編成について、審査の時期になりました。

つきましては、令和5年度（来年度）に会館整備を予定し、補助金の活用を予定している自治会町内会は、FAXもしくはメールにて御連絡下さいますようお願いいたします。

注）公園集会所の整備の場合は、事前に、環境創造局公園緑地管理課及び鶴見土木事務所との調整が必要です。別途、御相談下さいますよう、お願いいたします。

地域振興課 佐藤 行

（FAX 510-1892 メール tr-chikatsu@city.yokohama.jp）

- 1 自治会町内会名 _____
- 2 会 長 名 _____
- 3 連 絡 先 _____
- 4 予定整備内容（○をして下さい）
 - ① 新築・購入
 - ② 増築
 - ③ 耐震補強
 - ③ 修繕

※5月27日（金）までに送信下さい。

☆受領後、申請に必要な書類をお送りします。

自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内

令和4年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。

令和4年度の事前の申出分より、一部変更した補助制度が適用されます。変更内容の詳細は区役所地域振興課にお問合せください。

◆ 補助制度について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- (3) 会議及び集会に必要な施設を備えている
- (4) 建築基準法その他の法令に適合している
- (5) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- (6) 会館の利用規約等が整備されている
- (7) 補助を受けた会館が他にない
- (8) 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の市内事業者(※1)による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している(事業者は建設業の許可が必要です。(※2))
- (9) 補助対象経費が100万円以上の整備である

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。

具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内 容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 99,000円 かつ 1,200万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	500万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	300万円	耐震診断(※)に基づいて行う工事 (※) 会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	200万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない） ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300 万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の 2 分の 1 を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100 万円を限度に外構工事に要する経費の 2 分の 1 を補助します。（新築・購入の場合、1 m²当たりの補助限度額とは別に補助します。）
- 新築、耐震補強工事及び 200 万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。
（自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。）

3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度 7 月頃までに、事前の申出が必要です。
横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、**必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。**
- (2) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、**工事請負契約前又は売買契約締結前に**、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (3) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。
なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、**必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。**
※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査（完了検査）を行います。その完了検査結果に基づき、所定の手続きを行った後、補助金の支払いを行います。

5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度 7 月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「**財産の処分制限期間（※注）**」内に処分（解体等）するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び改修のもの
 - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50 年
 - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30 年
 - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24 年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・・・建物の構造に関係なく 10 年

◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。

公園集会所の場合、購入は除きます。

※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、

融資額の単位は10万円で、返済期間は10年以内です。

2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（下記「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

3 融資対象の除外

次に該当するときは、融資が受けられません。

- (1) 他の金融機関からの借換えを目的とするもの
- (2) すでにこの制度で融資を受けた自治会町内会で、返済残金のある団体

4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

5 連帯保証人・担保

- (1) 自治会町内会の代表者1人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員の個人名などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化（法人格の取得）が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要ですので、事前にご相談ください。

◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意志決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8413
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

横浜市民政局地域活動推進課
045-671-2317

◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

横浜市 町内会館

検索

住まいのニューノーマル 高断熱な暮らし方

高断熱を
知ってトクする

きちんと断熱された建物には、

他にもこんなメリットが！

みんなで快適に。

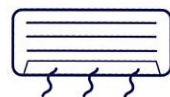
静かな空間に。



夏は涼しく
冬は暖かい



健康増進に
効果あり



エアコンの
効きが良い



窓の結露が
少なくなる

高断熱で、毎日がもっと快適に。

横浜市令和4年度支援事業

集会所

エコリノベーション

最大40万円
の補助

自治会や管理組合
所有の集会所
を対象

どうして良い断熱は
快適なの？

詳しくは QR コードから



エコリノベーション
について、詳しくは
裏面か QR コードから



OPEN YOKOHAMA

企画・事業主体
横浜市 建築局 住宅政策課

冬は暖かく、夏は涼しい集会所に変えてみませんか？

集会所エコリノベーションの概要

対象建物	自治会町内会館および共同住宅の集会所
対象工事	①新築時の開口部（窓・ドア）への断熱性能の高い製品の導入 ②既存の開口部の断熱改修や床・外壁・屋根の断熱改修 等
補助要件 及び 補助金額	①新築の集会所の居室1室以上の全窓への断熱性能の高い製品の導入 ②既存の集会所の居室1室以上の全窓の断熱改修工事 工事毎の補助単価の合計額 かつ 上限金額 40 万円 ※下記の普及啓発活動に御協力いただきます。 ・サーモカメラ等により、改修前及び改修後の室内表面温度の撮影への協力 ・横浜市が行う省エネ普及促進事業の普及啓発の会場及び事例として無償提供等

工事毎の補助単価（例）



必須工事

新築の高断熱窓の導入
既存の窓の断熱改修
（外窓交換・内窓設置等）
最大 5 万円 / 箇所



床・外壁・屋根の断熱改修
※改修の場合のみ対象
最大 1,000 円 / m²

※補助金申請の詳細はホームページでご確認ください。

利用手続きの流れ

交付申請書の提出

工事内容が補助要件に該当しているかご確認のうえ申請ください。申請書類はホームページをご参照ください。



事前に横浜市住宅供給公社にご相談ください。補助要件を満たしているか、申請書類に不備がないか確認します。

交付決定通知・工事契約及び工事着手

申請書類を受理してから4週間程度審査に時間を頂き、交付決定通知が発行されます。



工事着手は、交付決定通知の後に行う必要があります。
なお、既に工事契約済の場合は手戻りを防止するために、交付決定通知の後に変更契約を行っていただきます。

工事を実施

工事完了報告

工事完了後に速やかに工事完了報告書をご提出ください。



令和5年2月24日までに、報告を行う必要があります。

4 月・5 月の新型コロナウイルスワクチン
集団接種会場について

3 回目接種の接種券発送のピークが過ぎたことを踏まえ、今後、武田／モデルナ社ワクチンの接種を行っている集団接種会場について、5 月以降は、週 3 日（金曜日・土曜日・日曜日）に開設時間の見直しを含め以下のとおり変更します。

1 各集団接種会場受付時間一覧（4 月）

会場名	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
みなとみらい会場	10:00～14:30 15:30～19:45	10:00～14:30 15:30～19:45	—	10:00～14:30 15:30～19:45	10:00～14:30 15:30～19:45	10:00～14:30 15:30～19:45	10:00～14:30 15:30～19:45
保土ヶ谷会場	—	9:00～13:30 14:30～18:45	9:00～13:30 14:30～18:45	9:00～13:30 14:30～18:45	9:00～13:30 14:30～18:45	9:00～13:30 14:30～18:45	9:00～13:30 14:30～18:45
関内第 2 会場	—	10:00～12:00 14:00～19:30	10:00～12:00 14:00～19:30	10:00～12:00 14:00～19:30	10:00～12:00 14:00～19:30	10:00～12:00 14:00～19:30	10:00～12:00 14:00～19:30
桜木町・馬車道会場 ※4/3 終了	—	—	—	—	10:00～12:00 14:00～19:30	10:00～12:00 14:00～19:30	10:00～12:00 14:00～19:30
鶴見会場	—	10:00～12:15 14:00～16:15	10:00～12:15 14:00～16:15	10:00～12:15 14:00～16:15	10:00～12:15 14:00～16:15	14:45～17:00 17:30～19:45	10:00～12:15 14:00～16:15
日吉会場	—	—	10:00～12:15 14:00～16:15 <u>17:30～19:45</u>	10:00～12:15 14:00～16:15	10:00～12:15 14:00～16:15 <u>17:30～20:45</u>	14:45～17:00 17:30～19:45 <u>19:45～20:45</u>	10:00～12:15 14:00～16:15
センター南会場	—	—	10:15～12:30 14:00～16:15	10:15～12:30 14:00～16:15	10:15～12:30 14:00～16:15	14:45～17:00 17:30～19:45	10:15～12:30 14:00～16:15
横浜駅西口会場	—	—	10:00～12:15 14:00～16:15 <u>17:30～19:45</u>	10:00～12:15 14:00～16:15	10:00～12:15 14:00～16:15 <u>17:30～19:45</u>	14:45～17:00 17:30～19:45	10:00～12:15 14:00～16:15
希望ヶ丘会場	—	—	10:00～12:15 14:00～16:15	10:00～12:15 14:00～16:15	10:00～12:15 14:00～16:15	14:45～17:00 17:30～19:45	10:00～12:15 14:00～16:15
戸塚会場	—	—	—	10:00～12:15 14:00～16:15	10:00～12:15 14:00～16:15 <u>17:30～19:45</u>	14:45～17:00 17:30～19:45	10:00～12:15 14:00～16:15
関内会場	—	—	10:00～12:15 14:00～16:15	10:00～12:15 14:00～16:15	10:00～12:15 14:00～16:15	14:45～17:00 17:30～19:45	10:00～12:15 14:00～16:15
磯子会場	—	—	10:00～12:15 14:00～16:15	10:00～12:15 14:00～16:15	10:00～12:15 14:00～16:15	14:45～17:00 17:30～19:45	10:00～12:15 14:00～16:15
並木中央会場	—	—	10:15～12:30 14:00～16:15	10:15～12:30 14:00～16:15	10:15～12:30 14:00～16:15	14:45～17:00 17:30～19:45	10:15～12:30 14:00～16:15

2 各集団接種会場受付時間一覧（5月）

会場名	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
みなとみらい会場※	10:00～14:30 15:30～19:45	—	—	—	10:00～14:30 15:30～19:45	10:00～14:30 15:30～19:45	—
保土ヶ谷会場※	—	10:00～14:30 15:30～19:45	—	—	10:00～14:30 15:30～19:45	10:00～14:30 15:30～19:45	—
関内第2会場	—	—	—	—	14:00～16:30 17:00～19:30	10:00～12:15 14:00～16:15	10:00～12:15 14:00～16:15
鶴見会場	—	—	—	—	10:00～12:15 14:00～16:15	14:45～17:00 17:30～19:45	10:00～12:15 14:00～16:15
日吉会場	—	—	—	—	10:00～12:15 14:00～16:15 <u>17:30～19:45</u>	14:45～17:00 17:30～19:45	10:00～12:15 14:00～16:15
センター南会場	—	—	—	—	10:15～12:30 14:00～16:15 <u>17:30～19:45</u>	14:45～17:00 17:30～19:45	10:15～12:30 14:00～16:15
横浜駅西口会場	—	—	—	—	10:00～12:15 14:00～16:15 <u>17:30～19:45</u>	14:45～17:00 17:30～19:45	10:00～12:15 14:00～16:15
希望ヶ丘会場	—	—	—	—	10:00～12:15 14:00～16:15	14:45～17:00 17:30～19:45	10:00～12:15 14:00～16:15
戸塚会場	—	—	—	—	10:00～12:15 14:00～16:15 <u>17:30～19:45</u>	14:45～17:00 17:30～19:45	10:00～12:15 14:00～16:15
関内会場	—	—	—	—	10:00～12:15 14:00～16:15	14:45～17:00 17:30～19:45	10:00～12:15 14:00～16:15
磯子会場	—	—	—	—	10:00～12:15 14:00～16:15	14:45～17:00 17:30～19:45	10:00～12:15 14:00～16:15
並木中央会場	—	—	—	—	10:15～12:30 14:00～16:15	14:45～17:00 17:30～19:45	10:15～12:30 14:00～16:15

お問合せ先

横浜市新型コロナウイルスワクチン接種 コールセンター
Tel : 0120-045-070

各 位

鶴見区地域振興課資源化推進担当課長

「鶴見クリーンキャンペーン 2022」の実施について（依頼）

日頃から、鶴見区政ならびにヨコハマ 3 R 夢の活動に多大なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

鶴見区では、区内各団体のパートナーシップによる「きれいな街つるみ」を目指して、次の期間を重点として区内自治会町内会、企業、学校、各種団体等にごみ袋や軍手等をお配りして、皆様の自主的な清掃活動の契機としていただく「鶴見クリーンキャンペーン」を実施いたします。

貴団体におかれましても、この機会に地域での清掃活動を実施していただきたく、御協力よろしくお願いいたします。

また、プラスチックごみによる環境汚染が世界的な問題になっていることから、本市でも、プラスチックごみを含めた清掃活動等を推進しています。清掃の際には御協力をお願いいたします。

1 実施期間及び配布日 （1 団体あたり各 1 回配布します）

別紙「申込書」をご記入の上、FAX 又は郵送にてご提出ください。

	第 1 回	第 2 回
清掃実施期間	6 月 1 日(水)から 7 月 31 日(日)まで	10 月 1 日(土)から 11 月 30 日(水)まで
物品配布日 (各回 3 日間の内いずれかの日を選んでください)	5 月 27 日(金) 5 月 31 日(火) 6 月 1 日(水)	9 月 30 日(金) 10 月 3 日(月) 10 月 4 日(火)

2 物品配布の対象となる清掃

区内で行う地域清掃活動

(ただし、公園・敷地内のみの清掃活動は対象外です。)

3 配布物品について

ごみ袋・軍手…返却不要です

※希望数量が多い場合はお渡しできない場合があります

※清掃道具は、各団体でご用意ください。

※今年度は、火ばさみやたすき等の貸出は行いません。

裏面あり

4 申込と受取りについて

(1) 申込期限

ア 第1回 5月23日(月)

イ 第2回 9月26日(月)

(2) 申込先

【FAX】510-1892

【郵送】〒230-0051

鶴見区鶴見中央3-20-1

鶴見区地域振興課 資源化推進担当 宛

【メール】tr-shigen@city.yokohama.jp

(3) 受取り

鶴見区役所5階2番窓口までお越しください。

※ 申込書に記入した希望日にお越しください。

受取日決定の連絡はいたしません。

5 クリーンキャンペーンによるごみの収集について

「クリーンキャンペーンのごみ」であることを表示して、家庭ごみの集積場所に出してください。10袋以上の場合には、資源循環局鶴見事務所（電話：502-5383）まで御連絡ください。

6 活動報告書について

活動後は、活動の様子を写真を貼付した「活動報告書」をご提出ください。

担当：鶴見区地域振興課
資源化推進担当
藤本、平山
電話：045-510-1689

第1回 鶴見クリーンキャンペーン2022 申込書

◎実施期間 : 6月1日(水)から7月31日(日)まで
 ◎配布日 : 5月27日(金)、31日(火)、6月1日(水)のいずれか
 ◎申込締切日: 5月23日(月)

■ 太枠内をご記入の上、FAXか郵送でお申込みください ■

1	団 体 名	
	(自治会町内会・老人会・子供会・企業・学校・他)	
	自治会町内会・老人会・子供会等は 所属の地区連合名も記載⇒	

2	配付物品	軍手	組
		ごみ袋 小 20ℓ	枚
		ごみ袋 大 45ℓ	枚

3	物品受領希望日 【右記3日間の内、引取り可能な日に ○を付けてください】	5月27日(金) 31日(火) 6月1日(水)	午前・午後

4	清掃 について	期間内実施回数	延ベ 回	
		日 時	清掃日 月 日 ()	
			定例的な場合	毎週 曜日
				毎月 第 週目の 曜日
		その他 ()		
		場所		
参加者 (実施回数×各回参加人数)	延ベ	人		

【申込書送付先】 鶴見区地域振興課 資源化推進担当 宛
 FAX : 045-510-1892
 郵送 : 〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1
 メール : tr-shigen@city.yokohama.jp

【担当】資源化推進担当 藤本、平山
 電話 : 045-510-1689

第2回 鶴見クリーンキャンペーン2022 申込書

◎実施期間 : 10月1日(土)から11月30日(水)まで
 ◎配布日 : 9月30日(金)、10月3日(月)、4日(火)のいずれか
 ◎申込締切日: 9月26日(月)

■ 太枠内をご記入の上、FAXか郵送でお申込みください ■

1	団体名	
	(自治会町内会・老人会・子供会・企業・学校・他)	
	自治会町内会・老人会・子供会等は 所属の地区連合名も記載⇒	

2	配付物品	軍手	組
		ごみ袋 小 20ℓ	枚
		ごみ袋 大 45ℓ	枚

3	物品受領希望日 【右記3日間の内、引取り可能な日に ○を付けてください】	9月30日(金) 10月3日(月) 4日(火)	午前・午後

4	清掃 について	期間内実施回数	延べ 回	
		日 時	清掃日 月 日 ()	
			定例的な場合	毎週 曜日
				毎月 第 週目の 曜日
		その他 ()		
		場所		
参加者 (実施回数×各回参加人数)	延べ	人		

【申込書送付先】 鶴見区地域振興課 資源化推進担当 宛
 FAX : 045-510-1892
 郵送 : 〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1
 メール : tr-shigen@city.yokohama.jp

【担当】資源化推進担当 藤本、平山
 電話 : 045-510-1689

「鶴見クリーンキャンペーン2022」 活動報告書

団体名	
-----	--

1 日時	令和	年	月	日 ()
	:		~	:

2 場所	
------	--

3 参加人数	人
--------	---

4 コメント・PR・感想等	
---------------	--

5 活動写真 (写真にコメントを添えて下さい)

※区役所に掲示する場合がありますので、写真は、個人情報保護に配慮したものを選定してください。

※FAXは写真が潰れてしまいますので、持参・郵送・メール送付等の方法での提出を推奨しております。

令和 4 年度

鶴見花月園公園 地域活動応援補助金 募集要項



【対象事業】 鶴見花月園公園が、「鶴見区民全体が集い・憩い・活動し、親しむ公園」となることを目的に、鶴見花月園公園の大原っぱで区民や地域団体等が行う活動

【対象団体】 主に区民（在住、在勤、在学）により組織され、区民が自由に参加できる活動を行っている団体（ボランティアグループ、市民活動団体、自治会町内会 等）

【補助内容】 補助額最大 3 万円（補助率 10 分の 9）

【受付期間】 令和 4 年 4 月 1 日（金）～

※補助金の申請受付は予算上限に達するまで

【問 合 せ】 鶴見区役所地域力推進担当（5 階 3 番窓口） 鶴見区鶴見中央 3-20-1
☎045-510-1678 ✉ tr-chiikiryou@city.yokohama.jp

1 目的

令和3年11月に開園した鶴見花月園公園が、「鶴見区民全体が集い・憩い・活動し、親しむ公園」となることを目的に、鶴見花月園公園の大原っぱで区民や地域団体等が行う活動を支援するために補助金を交付します。

2 補助事業者等

補助金交付の対象となる事業者等は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 3人以上で構成される団体であり、その構成員が主に鶴見区内に在住、在勤又は在学していること。
ただし、構成員が家族等の血縁関係のみである場合はこれにはあたらないものとする。
- (2) 営利を目的とせず、公益性を有する活動を行っていること。
- (3) 公序良俗に反する活動をしていないこと。
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- (5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

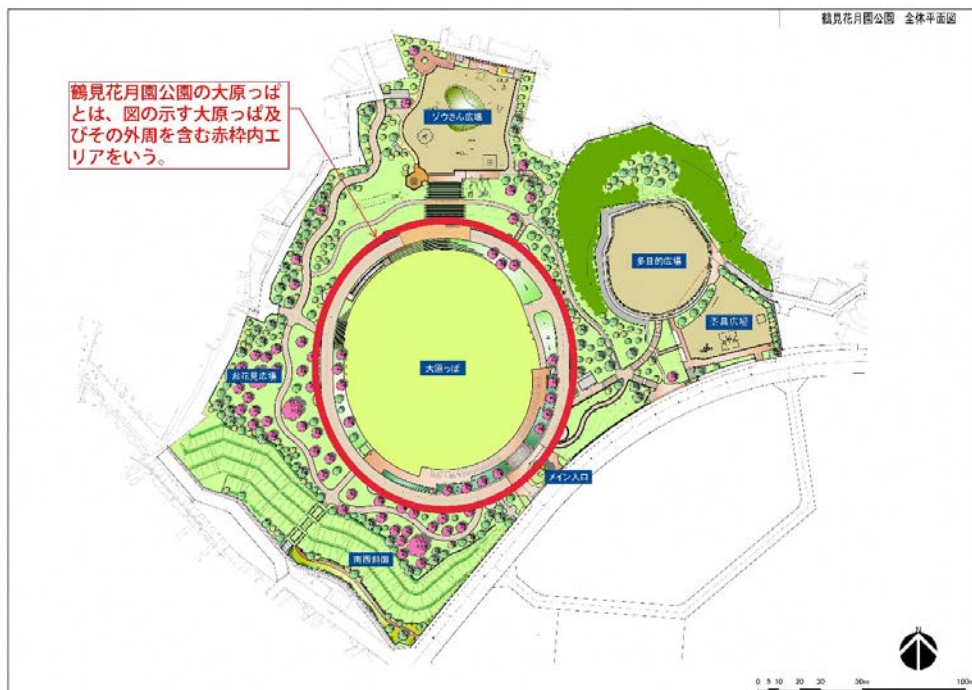
前述の要件に関わらず、次のいずれかに該当する団体は補助対象外とします。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）並びに暴力団及び暴力団員の統制の下にある団体
- (2) 代表者又は役員に暴力団の構成員等に該当する者があるもの

3 補助対象事業

補助金交付の対象となる事業は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 自主的、主体的に企画及び実施する公益性の高い事業
- (2) 区が推進する事業と整合性がある事業又は区の課題解決に資する事業
- (3) 実施場所が鶴見花月園公園の大原っぱ（下図のとおり）であり、公園内行為許可を受けた事業



※ 補助対象事業は、年度を通じて1団体あたり1件限りです。

※ 公園周辺道路は現在工事中のため、事業の規模や内容についてはご相談ください。

3 補助対象事業（続き）

前述の要件に関わらず、次のいずれかに該当する事業は補助対象外とします。

- (1) 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とした事業
- (3) 同一の企画内容で鶴見区又は横浜市の補助を受けている、又は受ける見込みのある事業

※ 鶴見区社会福祉協議会など本市以外の団体から補助を受ける事業については、審査に際して補助対象外事業としたり、補助金交付決定に際して交付額を減額することがあります。

- (4) 会員相互の親睦や交流のみを目的とする事業
- (5) 公序良俗に反する事業

4 補助金額

上限3万円（補助対象経費の10分の9以内）

※ 補助金額の算定にあたっては、1千円未満の額の端数は切捨てとします。

※ 補助金は、交付決定を受けた年度内の使用に限ります。次年度に繰り越すことはできません。

5 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業の実施に直接かかる経費とし、次の表のとおりです。

この表にない経費については、補助対象経費に該当するかを審査し決定します。なお、交際費、慶弔費、懇親会費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、本補助金の対象外です。

経費項目		主な補助対象経費
1 事務費	消耗品費	事業実施に必要な事務用品、消耗品の購入代
	印刷費	広報物（チラシ・ポスター・資料・マップ等）の印刷、事業に関する資料のコピー代
	通信運搬費	郵便切手・はがき代
	交通費	公共交通機関の運賃
2 報償費		講師、指導者及び協力者等への謝金
3 保険料		活動参加者に対するイベント保険、レクリエーション保険
4 使用料及び賃借料		会議室、機材、機材運搬に使用する車両などの使用料・賃借料
5 その他、補助対象事業の実施に直接かかる経費として区長が必要と認めたもの		家賃、光熱水費、直接人件費

※ 補助対象経費の注意点

事業終了後、活動内容を審査しますので、領収書（レシート）の保管をお願いします。また、余剰金等が認められる場合には補助金を返還していただきます。

6 申請方法

申請にあたっては、団体の要件や事業計画等を確認させていただきますので、**書類提出の前に、まずは鶴見区役所地域力推進担当へご相談ください。**ご相談のうえ、補助金を申請する団体は、次の書類を作成し、申請受付期間に提出してください。

(1) 提出書類

- ア 補助金交付申請書（第1号様式）
- イ 事業計画書（第2号様式）又はこれに代わる書類（事業名、目的、内容、利用範囲、使用する機材、スケジュールが記載されたもの）
- ウ 収支予算書（第3号様式）
- エ 団体概要書（第4号様式）
- オ 公園内行為許可書の写し
- カ その他区長が必要と認める書類

※ 提出書類の様式データは、区ホームページに掲載しています。



https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/genki/kagetsuenho_jyokin.html

(2) 申請受付期間

令和4年4月1日（金）から令和4年度予算上限に達するまで（土日祝日は除く）

受付時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時は除く）

(3) 提出場所

事前にご連絡のうえ、鶴見区役所 区政推進課 地域力推進担当（区庁舎5階3番窓口）へ直接持参してご提出ください（原則、郵送での書類提出は受け付けておりません）。

7 審査基準

事業内容・補助対象経費については、次の項目に基づき審査します。

項 目	説 明
事業の目的	区が推進する事業と整合性がある事業や区の課題解決に資する事業
事業の公共性	参加するにあたり、特別な条件等を必要とせず、参加の機会が平等にある事業
事業の計画性	事業を実施するための経費が適切であり、計画通りに実現が可能か
事業の実施能力	事業を実施するうえで必要な人材は揃っているか
事業の手法	事業を実施するうえで工夫やアイデアはあるか

8 交付決定後のスケジュール

(1) 交付・不交付の決定

交付申請書を受理したのち、審査を行い、交付団体へは「補助金交付決定通知書」、不交付団体へは「補助金不交付決定通知書」により通知します。

(2) 事業実績報告

事業終了後に活動実績について、報告書類を提出していただきます。

(3) 補助金交付

報告書類を提出し、補助金額が確定しましたら、「補助金交付請求書」を提出していただきます。適正な請求書を受けた日から30日以内に、補助金を交付します。

9 補助対象事業の公表

提出された書類等については、個人情報を除き、原則として公開の対象となります。

令和4年度 九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間 横浜市実施要綱

目 的

自転車の交通事故を防止する運動を市民総ぐるみで展開し、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、自転車の交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

令和4年5月1日（日）～5月31日（火）の1か月間

スローガン

自転車も のれば車の なかまいい

重 点

- 1 自転車交通ルールの遵守とマナーの向上
- 2 自転車の点検整備の促進と自転車損害賠償責任保険等加入義務の周知徹底



◆◆令和3年中の自転車関係事故発生状況◆◆

	全 事 故			自 転 車		
	件 数 (件)	死 者 数 (人)	負 傷 者 数 (人)	件 数 (件)	死 者 数 (人)	負 傷 者 数 (人)
横浜市内	7,883	36	8,997	1,741	4	1,639
前 年	7,398	48	8,468	1,593	2	1,525
前 年 比	485	-12	529	148	2	114
構 成 率				22.1%	11.1%	18.2%
神奈川県内	21,660	142	25,062	5,438	17	5,206
前 年	20,630	140	23,904	5,039	12	4,844
前 年 比	1,030	2	1,158	399	5	362
構 成 率				25.1%	12.0%	20.8%

◆◆令和3年中の年齢層別自転車乗用中死傷者数内訳◆◆

15歳以下 15.5%	16～19歳 8.4%	20～29歳 11.6%	30～39歳 15.5%	40～49歳 15.6%	50～59歳 13.0%	60～ 64歳 5.1%	65歳以上 15.3%
----------------	----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	--------------------	----------------

自転車安全利用五則

（平成19年7月10日 内閣府交通対策本部決定）

1. 自転車は車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
（二人乗り・並進の禁止、夜間はライト点灯、信号遵守と一時停止・安全確認）
5. 子ども（13歳未満）はヘルメットを着用



自転車幼児用座席の年齢制限が緩和！

神奈川県道路交通法施行細則の一部変更（令和3年4月1日施行）

○自転車の幼児用座席に乗車させることができる者の年齢制限が、これまでの「幼児（6歳未満）」から「小学校就学の始期に達するまで（小学校に就学する年の3月31日まで）」に緩和されました。



各機関・団体の主な取組



共通事項

1. 運動の重点に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等に応じ、市民の命と健康を守ることを第一に、それぞれの地域の実態に即した自転車のマナーアップを図る各種交通安全活動を積極的に推進します。
2. 関係機関・団体の職員等に、この運動についての周知を図ります。
3. 自転車安全利用五則など交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかけます。
4. 自転車の損害賠償責任保険等加入の周知・啓発を推進します。

横浜市・区

1. 各区の交通事故実態に即した交通安全運動を、関係機関・団体と連携を図りながら推進します（神奈川県交通安全対策協議会による自転車交通事故多発地域の指定）。また、自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」を実施します。
2. 各種広報媒体を活用して、運動の周知徹底と広報啓発を推進します。
3. 「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知活動を推進します。

警察

1. 信号無視、整備不良など危険性、迷惑性の高い運転などの指導取締りを強化します。
2. 関係機関・団体と連携し、自転車の通行方法に関する周知を推進します。
3. 参加体験型の交通安全教育等を積極的に推進します。
4. 関係機関へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域等の実態に即した事故防止活動を推進します。
5. 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

1. キャンペーンやイベントなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場などでの自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
2. はまっ子交通あんぜん教室による児童への安全教育のほか、高齢者などに対する自転車の安全教室を実施し、自転車のルール・マナーに関する知識を市民に幅広く周知します。

教育関係

1. 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導を充実します。
2. 自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

1. 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
2. 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

1. 子ども（13歳未満）が自転車を運転するときや、子どもを自転車に乗せるときは必ず自転車用ヘルメットを着用させましょう。
2. 自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合いましょう。
3. 電動アシスト自転車は、動き出しから短時間で加速するなど幼児同乗中でも思わぬ速度が出てしまうケースがあり、また、車体が重く、バランスを崩しやすい特性があるので特性を理解した運転に努めましょう。

横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課
電話 045(671)2323

令和 4 年 4 月 19 日
鶴見区自治連合会事務局

各地区連合会長 様
関係団体 各位

鶴見区地域振興課長 岩田 聡

定例会開催案内等の通知方法の変更について

時下 益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、鶴見区自治会連合会では、毎月定例会を開催し、様々な議題について情報共有や意見交換等を行っていますが、今後も継続的に定例会を実施していくためには、現在の社会状況を踏まえ、ICTの導入やペーパーレス化を検討し、より迅速かつ効率的な運営が必要になってくると考えています。

このため、最初の一歩として、現在、郵送にてお送りしている定例会の開催案内等について、5月開催分から、電子メールで御連絡する方法に切り替えることを検討しております。

つきましては、貴団体の電子メール等への変更の可否について、ご回答いただきますようお願いいたします。

1 回答内容

裏面内容についてご回答ください。

担当：鶴見区自治連合会事務局（鶴見区役所地域振興課）

井上、佐藤

電話：510-1687/FAX：510-1892

メール：tr-chikatasu@city.yokohama.jp

開催通知メール等送付可否について【4月28日(木)】までにご提出ください。

送付先：鶴見区自治連合会事務局(鶴見区地域振興課)

FAX:045-510-1892 メール:tr-chikatsu@city.yokohama.jp

定例会開催通知送付方法について

団体名		
電子メールでの 開催案内の通知可否	どちらかに○をつけてください。 1 電子メールでの通知を希望する 2 引き続き郵送での通知を希望する	
連絡先 (電子メールでの通知 が可能な場合)	連絡先担当者氏名	連絡先(メールアドレス等)

担 当

 鶴見区自治連合会事務局
(鶴見区役所地域振興課) 井上、佐藤
〒230-0051
鶴見区鶴見中央3-20-1
TEL 045-510-1687
FAX 045-510-1892
メール tr-chikatsu@city.yokohama.jp



鶴見消防署 インフォメーション

令和4年4月19日



住宅用火災警報器は定期的に点検し
10年経ったら、交換しましょう！



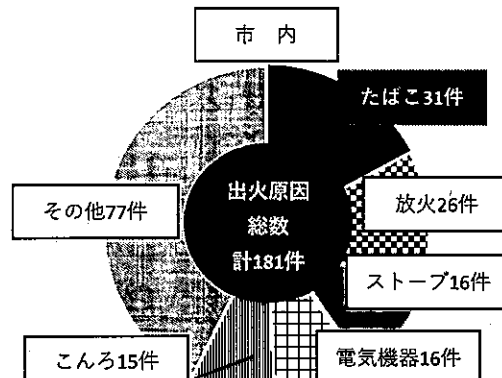
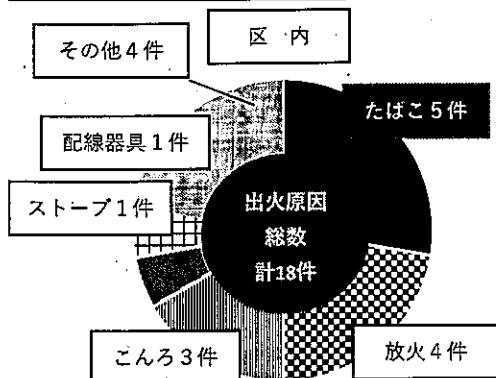
(令和4年1月1日～3月31日昨年同期比較)

◆鶴見区内の災害・救急概況

区分	年別	R4年	R3年	増△減
火災件数		18	13	5
火災種別	建物	10	8	2
	林野	0	0	0
	車両	2	3	△1
	船舶	0	0	0
	その他	6	2	4
損害程度	焼損面積(m ²)	20	1,551	△1,531
主原因	死者	1	0	1
	負傷者	1	1	0
火災原因	たばこ	5	3	2
	放火(疑い含む)	4	3	1
	こんろ	3	2	1
	ストーブ	1	1	0
	配線器具	1	0	1
	その他	4	4	0
救急件数		4,288	3,422	866
救急種別	急病	3,029	2,347	682
	交通事故	190	158	32
	一般負傷	741	586	155
	その他	328	331	△3

◆横浜市内の災害・救急概況

区分	年別	R4年	R3年	増△減
火災件数		181	231	△50
火災種別	建物	122	157	△35
	林野	0	0	0
	車両	17	12	5
	船舶	0	1	△1
	その他	42	61	△19
損害程度	焼損面積(m ²)	1,830	5,483	△3,653
主原因	死者	7	11	△4
	負傷者	30	41	△11
火災原因	たばこ	31	41	△10
	放火(疑い含む)	26	39	△13
	ストーブ	16	17	△1
	電気機器	16	11	5
	こんろ	15	22	△7
	その他	77	101	△24
救急件数		57,588	46,607	10,981
救急種別	急病	40,644	31,692	8,952
	交通事故	2,012	2,067	△55
	一般負傷	10,528	8,707	1,821
	その他	4,404	4,141	263



消したはず 決めつけしないで たばこの火

～鶴見区の安全安心を守ります～

鶴見消防署・鶴見消防団・鶴見火災予防協会

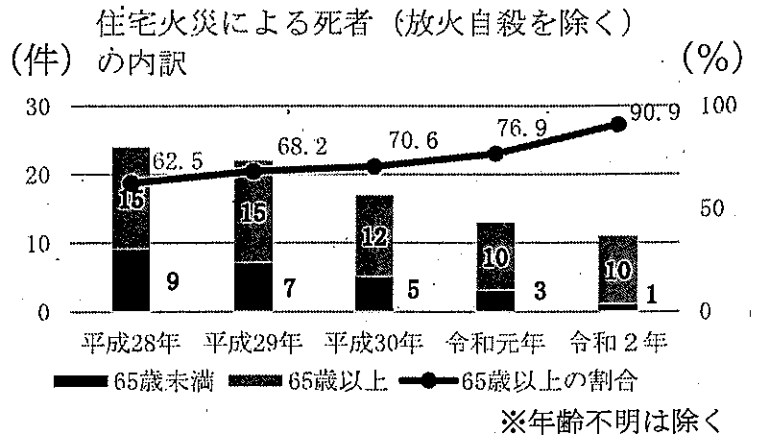
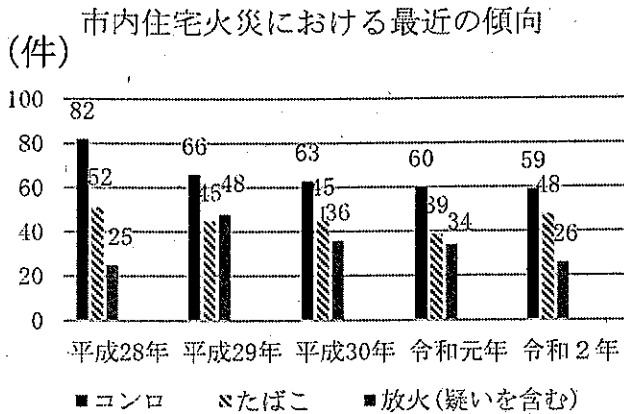
一三



引き続き、たばこによる出火防止にご協力をお願いします。

あなたの家の住宅防火対策をチェックして 住宅火災から身を守りましょう！

住宅火災の火災原因は、「コンロ」、「たばこ」、「放火（疑いを含む）」が上位となっています。



コンロ火災対策

- ☐ 調理中はその場を離れないようにしている。
- ☐ 袖口をまくるなど、衣服に火が付かないように注意している。
- ☐ コンロ周りは整理整頓され、燃えやすい物を置いていない。

住宅火災の出火原因 第2位

たばこ火災対策

- ☐ 寝たばこはしていない。
- ☐ 吸い殻を捨てるときは、一度水に浸すなどして、完全に火が消えたことを確認する。
- ☐ 灰皿に吸い殻がたまっていない。

住宅火災の出火原因 第3位

放火対策

- ☐ 家の周りは整理整頓し、燃えやすい物は置いていない。
- ☐ ごみは指定された日時・場所に出している。
- ☐ 物置、車庫に鍵をかけている。

鶴見警察署管内刑法犯認知状況表

1 罪種別認知状況

年 別	罪 種 別	凶 悪 犯				粗 暴 犯				窃 盗 犯			知能犯		風俗犯		そ の 他	合 計
		殺 人	強 盗	放 火	強 制 性 交 等	暴 行	傷 害	脅 迫	恐 喝	侵 入 盗	乗 り 物 盗	非 侵 入 盗	詐 欺	そ の 他	わ い せ つ	そ の 他		
令和4年 3月末		1	1	0	2	7	10	1	1	6	40	81	16	1	4	0	38	209
令和3年 3月末		1	1	1	0	4	4	0	0	17	41	86	13	6	5	0	23	202
前年比		0	0	-1	+2	+3	+6	+1	+1	-11	-1	-5	+3	-5	-1	0	+15	+7



2 窃盗犯手口別認知状況及び特殊詐欺

年 別	手 口 別	侵 入 盗						乗 り 物 盗				非 侵 入 盗						合 計
		空 き 巣	忍 込 み	出 店 荒 し	事 務 所 荒 し	そ の 他	小 計	自 動 車 盗	オ ー ト バ イ 盗	自 転 車 盗	小 計	車 上 ね ら い	ひ つ た く り	自 動 販 売 機 ね ら い	万 引 き	部 品 ね ら い	そ の 他	
令和4年 3月末		2	0	1	0	3	6	0	3	37	40	7	0	0	28	5	41	127
令和3年 3月末		2	3	3	0	9	17	3	4	34	41	15	1	0	22	15	33	144
前年比		0	-3	-2	0	-6	-11	-3	-1	+3	-1	-8	-1	0	+6	-10	+8	-17

特
殊
詐
欺
(
旧
振
込
め
詐
欺
)

19

6

+13

特殊詐欺被害総額 32,815,880円

キャッシュカード詐欺盗被害…3人 5,357,200円

警察官や銀行協会職員、デパート店員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている。」等の名目により、キャッシュカード等を準備させたうえで、隙を見る等し、新しく用意したカードと説明された偽物のカードが入った封筒を渡され、古いカードを回収する旨を理由として、キャッシュカードを犯人に手渡し、キャッシュカード等を窃取する手口です。

オレオレ詐欺被害…11人 19,353,000円

息子や孫の親族等を装い、横領、痴漢等の示談金又は仕事上のミスによる損失の補填、バッグの紛失、借金の返済等を名目として、犯人が自宅へ訪ねて来たり、駅等呼び出し、金銭等をだまし取る詐欺です。

預貯金詐欺被害…4人 5,960,000円

警察官や区役所職員、銀行協会職員等を装い、あなたの口座が犯罪に利用され、キャッシュカードの交換手続きが必要である等の名目で、暗証番号を聞き出し、キャッシュカードやクレジットカードをだまし取る詐欺です。

還付金詐欺被害…1人 2,145,680円

役所等を装って、保険金や医療費の過払い分の返還を名目に、言葉巧みに被害者をATMに誘導して操作させ、被害者の口座から犯人の口座へお金を振込ませる詐欺です。

架空請求詐欺…0人 0円

インターネット事業者などを名乗る犯人から、インターネットの未納料金が発生しているなどの名目で携帯電話にメールが送られてきたり、法務省や裁判所からはがき、封書が送られてきて、未払いの料金があるなど架空の事実を口実に、金銭等をだまし取る詐欺です。

*数値は暫定値です。

地域安全情報

鶴見警察署
生活安全課
防犯少年係

町名別窃盗犯発生分析(総数・ひったくり・空き巣・自転車盗の前年対比)

	窃盗犯発生件数			ひったくり			空き巣			自転車盗		
	令和4年 3月末	令和3年 3月末	前年比	令和4年 3月末	令和3年 3月末	前年比	令和4年 3月末	令和3年 3月末	前年比	令和4年 3月末	令和3年 3月末	前年比
総数	127	144	-17		1	-1	2	2	0	37	34	+3
朝日町	1	1	0			0			0		1	-1
安善町			0			0			0			0
市場上町	1		+1			0			0	1		+1
市場下町		2	-2			0			0		1	-1
市場西中町	1		+1			0			0			0
市場東中町	1	3	-2			0			0		1	-1
市場富士見町	1		+1			0			0			0
市場大和町	1	1	0	1	-1				0	1		+1
潮田町	1	2	-1			0			0		2	-2
江ヶ崎町	4	1	+3			0			0	2		+2
小野町		1	-1			0			0			0
梶山	4		+4			0			0	4		+4
上末吉	3	3	0			0			0	1	1	0
上の宮		1	-1			0			0			0
寛政町	1	1	0			0			0	1		+1
岸谷	2	4	-2			0			0	1		+1
北寺尾	3	4	-1			0			0			0
駒岡	11	6	+5			0			0	3	2	+1
栄町通	3		+3			0			0	1		+1
汐入町			0			0			0			0
獅子ヶ谷	5	2	+3			0			0	1		+1
下野谷町		3	-3			0			0		1	-1
尻手	4	4	0			0			0	3		+3
下末吉	7	12	-5			0			0	2	2	0
末広町			0			0			0			0
菅沢町	1		+1			0			0	1		+1
諏訪坂		1	-1			0			0			0
大黒町	1	2	-1			0			0			0
大黒ふ頭	3	2	+1			0			0			0
大東町	1		+1			0			0			0
佃野町	2	1	+1			0			0			0
鶴見	1		+1			0			0	1		+1
鶴見中央	20	27	-7			0			0	5	9	-4
寺谷	1		+1			0			0			0
豊岡町	8	15	-7			0			0		1	-1
仲通		1	-1			0			0		1	-1
生麦	5	7	-2			0			0	3	1	+2
浜町			0			0			0			0
馬場	1	11	-10			0		1	-1		4	-4
東寺尾	4	5	-1			0	2		+2	1	2	-1
東寺尾北谷		1	-1			0			0		1	-1
東寺尾中谷	1	2	-1			0			0	1	2	-1
東寺尾東谷	1	2	-1			0			0	1	1	0
平安町	1	4	-3			0			0		1	-1
弁天町			0			0			0			0
泰町通		2	-2			0			0			0
三ツ池公園	1		+1			0			0			0
向井町	3	2	+1			0			0	1		+1
元宮	9	4	+5			0		1	-1			0
矢向	9	4	+5			0			0	2		+2

数値は暫定値です

交通事故発生状況

令和4年4月
鶴見警察署 交通課

3月末概数

管内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
4年	143	0	5	145	150
3年	117	0	9	118	127
増減数	26	0	-4	27	23
増減率	22.2%	0.0%	-44.4%	22.9%	18.1%

県内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	負傷者数
4年	4,840	28	5,483
3年	5,202	29	5,954
増減数	-362	-1	-471

管内発生状況 (3月中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
4年	50	0	1	50	51
3年	35	0	5	31	36
増減数	15	0	-4	19	15

「春の全国交通安全運動」
令和4年4月6日から15日までの10日間

「死亡事故死ゼロを目指す日」
4月10日(日)

以下 管内年中累計件数 (単位:件数)

路線別

	一般国道			県道・地方道				市道	
	国道1号	国道15号	国道357号	川崎町田	産業道路	環状2号	その他	一般市道	その他
4年	14	10	1	10	14	3	22	64	7
3年	11	12	3	4	3	4	12	66	2

曜日別

	日	月	火	水	木	金	土
4年	13	22	23	23	26	23	13
3年	12	10	14	24	19	25	13



子どもの交通事故では、飛び出しのほか、キックボード使用等の交通事故もあります。ご家庭での交通指導をお願いします！

時間別

	0時～	2時～	4時～	6時～	8時～	10時～	12時～	14時～	16時～	18時～	20時～	22時～
4年	3	0	9	15	22	11	15	12	20	24	10	2
3年	1	0	5	11	18	14	10	14	15	12	12	5

町名別 (区内多発順)

	鶴見中央	駒岡	矢向	生麦	下末吉	上末吉	東寺尾
4年	16	15	9	8	8	7	6
3年	15	7	15	4	8	4	0

※ 当月累計の多発順を元に掲載しています。常に発生が多い地区ではありません。

事故類型別

	車両単独	車両同士					人対車両		列車
		正面衝突	追突	出会い頭	右左折時	その他	横断中	その他	
4年	17	3	26	19	26	28	7	17	0
3年	7	2	23	12	22	27	17	7	0

関係者別 (二輪、自転車は子供、高齢者を含む)

	子供	高齢者	二輪	自転車
4年	6	48	43	47
3年	6	40	36	37

2月に入り運転免許証の住所変更が増え、春の新生活のシーズンが動き始めました！「慣れた道、いつもの人」ばかりではありません...車両を運転する方も、歩行者の方も、安全確認をしっかりと行いましょう！



鶴見警察署
マスコットキャラクター
かける&まい

鶴見区自治連合会4月定例会単独議題 次第

日時 令和4年4月19日（火）
関係議題終了後
会場 鶴見区役所8号会議室

1. 開会

2. 鶴見区自治連合会関係単独議題

（1）令和4年度三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル開催中止について

◎説明者 三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル実行委員会 渡邊 委員長 単独資料No. 1

（2）NHK 連続テレビ小説「ちむどんどん」の放送開始に伴うPRについて【掲示板】

◎説明者 鶴見区役所 末吉 区政推進課長 単独資料No. 2

3. 閉会

令和4年4月19日

自治会・町内会 会長 各位

三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル実行委員会
委員長 渡邊 武

令和4年度 三ツ池公園（文化・環境）フェスティバルの開催中止について（通知）

麗春の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から「三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル」の開催にあたり、御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年度の三ツ池公園（文化・環境）フェスティバルは、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び皆様の健康と安全を最優先するため、5月開催の中止を決定しました。

既に御入金いただいております協賛金につきましては、次回開催への繰越や事務運営費（通信費等）として活用させていただきたく存じますので、何卒御理解を賜りますようお願い申し上げます。

問合せ先

鶴見区役所地域振興課
三ツ池公園フェスティバル開催支援担当
電話 045-510-1692
FAX 045-510-1892

鶴見区自治会・町内会 各位

鶴見区区政推進課長

NHK連続テレビ小説「ちむどんどん」の放送開始に伴うPRについて（ご依頼）

このたび、鶴見区がNHK連続テレビ小説「ちむどんどん」（4月11日から放送開始）の舞台地の一つとなりました。鶴見区に全国的な注目が集まるこの機会をとらえて、鶴見区の知名度・認知度向上や機運醸成、魅力発信を図るため、NHKと連携したポスターを作成しました。

つきましては、ドラマの放送に合わせたPRにご協力をお願い申し上げます。

1 ご依頼内容

ドラマ放送期間中における自治会・町内会掲示板への
ポスター（A4サイズ）の掲出

※ 区民利用施設や、区内外の観光施設等への掲出も予定
しています。

2 掲出期間

4月19日（火）から9月30日（金）まで（予定）

※ ポスター掲出は、ドラマの放送期間となりますので
ご注意ください。

3 掲出期間終了後の取扱い

恐れ入りますが、各自治会・町内会において破棄をお願い
します。



<NHKからの依頼事項>

○本ポスターの掲出は、原則番組の終了まででおねがいします。放送終了後は責任をもって破棄してください。

○本ポスターを無断で第三者に譲渡したり、インターネットオークションなどに出品することは違法行為となる恐れがありますので、絶対にしないでください。

【問合せ先】

担当 鶴見区役所区政推進課 長谷川、西田

メール：tr-kikakuchosei@city.yokohama.jp

電 話：510-1676